

議案第66号

小金井市及び府中市の公の施設の利用に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成29年9月4日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

小金井市及び府中市の公の施設を調布市の住民の利用に供させるため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、提案するものであります。

小金井市及び府中市の公の施設の利用に関する協議について

調布市は、次のとおり小金井市及び府中市の公の施設を利用する。

- 1 利用する公の施設の名称 小金井市公共下水道前原幹線
- 2 排水する区域 調布市野水2丁目1番地に設置する調布市クリーンセンター敷地内
- 3 利用方法 調布市が小金井市公共下水道前原幹線に排水設備を接続し、当該排水設備を通じて下水を排水する。
- 4 利用期間 小金井市及び府中市が設置する公共下水道に係る調布市の利用に関する協定の締結日から調布市クリーンセンターの供用を廃止する日まで
- 5 経費の負担等
 - (1) 排水設備の設置に要する経費は、調布市が負担する。
 - (2) 小金井市公共下水道前原幹線の利用に係る使用料は、小金井市下水道条例（昭和44年小金井市条例第33号）に定めるところによる。

(参 考)

小金井市及び府中市が設置する公共下水道に係る調布市の利用に関する協定書（案）

小金井市（以下「甲」という。）及び府中市（以下「乙」という。）と調布市（以下「丙」という。）は、甲及び乙が設置する小金井市公共下水道前原幹線（以下「甲乙施設」という。）を丙が利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲乙施設を丙が利用するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、下水道法（昭和33年法律第79号）の例による。

（区域）

第3条 丙が下水を甲乙施設に排水できる区域は、丙が調布市野水2丁目1番地に設置する調布市クリーンセンター（丙が所有する一般廃棄物の資源化処理及びし尿処理を目的とする施設をいう。以下同じ。）敷地内とする。
2 前項に規定する区域については、別添「排水設備接続位置図」のとおりとする。

（甲乙施設の利用）

第4条 丙は、甲乙施設の利用として、前条に規定する敷地の下水を、公共下水道に流出させるために必要な排水管、排水きよその他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置のうえ、当該排水設備を通じて甲乙施設に排水するものとする。

（排水設備）

第5条 丙は、甲乙施設への排水設備の設置に当たっては、甲と協議のうえ、これを行うものとする。

2 前項に規定する排水設備の設置に要する経費は、丙の負担とする。

(維持管理)

第6条 排水設備の維持管理は、丙が行うものとする。

(原状回復等)

第7条 丙は、前2条の規定により丙が行う排水設備の設置及び維持管理の瑕疵によって甲乙施設を汚損し、又は破損した場合は、丙の責任において、これを原状に回復するものとする。

2 甲及び乙は、丙による前項に係る損害について、甲、乙及び丙で協議のうえ、丙に対して賠償請求することができる。

(利用期間)

第8条 丙が甲乙施設を利用する期間は、この協定の締結日から調布市クリーンセンターの供用を廃止する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、甲乙施設に支障が生じたときその他特に必要があると認めるときは、丙の甲乙施設の利用を廃止することができる。この場合において、甲及び乙は、当該廃止をしようとするときは、あらかじめ丙と協議するものとする。

3 丙は、前2項の規定により甲乙施設の利用を終了したときは、丙の責任において、これを原状に回復するものとする。

(排水量)

第9条 甲は、甲乙施設に支障が生じると認めるときは、丙に対し、甲乙施設へ排水する下水の量を一時的に制限することができる。

2 甲は、前項の規定により甲乙施設への排水を制限しようとするときは、丙に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

(使用料)

第10条 甲は、丙が甲乙施設を利用することについて、下水道法及び小金井市下水道条例（昭和44年小金井市条例第33号。以下「甲条例」という。）に基づき、使用料（甲条例第12条に規定する使用料をいう。）を徴収するものとする。

2 前項の規定による徴収に当たり、丙は、毎月調布市クリーンセンターから排水される下水の量を甲に申告するものとする。

(下水の水質基準等)

第11条 丙は、調布市クリーンセンターから排水される下水の水質基準について、下水道法及び甲条例において定める特定施設の設置者に係る下水排除基準のうち、最も多量の下水を排除する1日における当該下水の量が50立方メートル以上であり、かつ、製造業等である場合に適用されるものに適合させるものとする。

2 丙は、前項の規定による水質の適合の確保に向け、1月ごとに水質調査を行い、その結果を甲に報告するものとする。

3 前項に規定するほか、甲は、特に必要があると認めるときは、調布市クリーンセンターから排水される下水の水質基準について、丙の承認の有無にかかわらず、自ら調査することができる。

4 甲は、前項の規定により自ら調査したときは、丙に対し、その旨を通知するものとする。

(利用条件)

第12条 第4条から前条までに規定するほか、甲乙施設の利用に関する条件は、甲条例の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙で記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

小金井市本町6丁目6番3号

甲 小金井市

代表者 小金井市長 西岡 真一郎

府中市宮西町2丁目24番地

乙 府中市

代表者 府中市市長 高野 律雄

調布市小島町2丁目35番地1

丙 調布市

代表者 調布市長 長友 貴樹

排水設備接続位置図

